

議 第 六 号

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十三年四月二十一日

提 出 者

議 員	提 出 者
柿 沼 敏 万	木 村 勝 好
田 村 稔	笠 原 哲
福 島 かずえ	辻 隆 一
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃

仙台市議会議長
野田 譲 様

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「平成二十三年四月一日」を「第四条の規定にかかわらず、平成二十三年五月一日から平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項の政令で定める日（以下この項において「特例選挙期日」という。）の前日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬月額は、別表第一に定める額から、議長にあつては十五万円を、副議長にあつては十三万円を、議員にあつては十万円を減じて得た額とし、特例選挙期日」に改め、「第四条の規定にかかわらず」を削り、「別表第一」を「同表」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

理 由

平成二十三年五月一日から特例選挙期日の前日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬月額を減額するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。